

登録会員申込にあたり、下記の事項をご確認ください。

＜図書館利用規程（抜粋）＞

（遵守事項）

第32条 利用者は、次のことを厳守しなければならない。

- (1) 所定の手続きをとらずに、図書館資料を図書館外へ持ち出さないこと。
- (2) 資料を他人に転貸しないこと。
- (3) 図書館内で飲食しないこと。ただし、許可された場所に限り密閉可能な容器での水分補給は可とする。
- (3) 喫煙をしないこと。
- (4) 音読、談話、携帯電話等による通話など他人の妨げとなるような行為をしないこと。
- (5) 印刷物、その他物品を販売又は配布若しくは掲示しないこと。
- (7) 掲示等に注意し、図書館員の指示に従うこと。

（督促）

第33条 貸出期間の満了日が過ぎても返却しない者に対しては、督促状を発する。

- 2 図書館長は、前項の処置を受けてもなお返却しない者に対して貸出などの利用停止の処置をとることができる。

（弁償）

第34条 図書館資料を紛失あるいは毀損、汚損を加えた者は、図書紛失（毀損・汚損）届を本館に提出し、その相当額を弁済しなければならない。

- 2 図書館長が適当と認めた場合には、弁償額を減免することができる。

（令和5年4月1日改正）

* 申込時には身分証明書（運転免許証等、ただし関連法人職員は関連法人発行の身分証明書）をご提示願います。

* 会員証は、原則としてお帰りの際にお渡しいたします。貸出を受ける際は会員証が必要となります。

* 次年度会員への更新手続きは、2027年3月15日からの受付となります。

* **本申込書は両面印刷をした上でご記入ください。**

